

鳥取県東部農業の概要



果樹営農指導

令和6年9月

鳥取県東部農林事務所

目次

I	東部地区(鳥取市、岩美町)農業の概要	1
1	現状と課題	1
2	今後の方向	3
II	農地	5
1	土地利用の状況	5
2	耕地面積	5
3	農業基盤の整備状況	6
4	荒廃農地の状況	6
5	担い手への集積農地面積の動向	7
III	農家・農業者の状況	8
1	農家戸数	8
2	農業者数等	9
3	農業者年齢	10
4	認定農業者数	11
5	新規就農者数	11
6	集落営農組織数	12
IV	主な農畜産物の生産、販売状況	13
1	水稲	13
2	らっきょう	14
3	白ねぎ	15
4	アスパラガス	16
5	梨	17
6	柿	18
7	乳用牛	19
8	肉用牛	20
9	豚	21
10	鶏	22
V	鳥獣害の状況	23
VI	日本型直接支払制度の取り組み概要	24
1	多面的機能支払交付金(農地維持)	25
2	中山間地域等直接支払交付金	25
3	環境保全型農業直接支払交付金	26
VII	集落営農法人一覧	27

I 東部地区(鳥取市、岩美町)農業の概要

東部農林事務所は、基本、鳥取市と岩美町の1市1町をエリア(以下、「東部地区」という。)としている。

ただし、農地関係業務(基盤整備、農地転用)は、若桜町、智頭町、八頭町も所管している。

鳥取市は、平成16年に1市6町2村(旧鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町)が合併し、県内最大の人口17万9千9百人余(令和6年7月31日現在)を有し、鳥取砂丘や湖山池など美しい自然に恵まれている。岩美町は、人口1万7百人余(令和6年8月1日現在)で、山陰海岸国立公園の景勝地を有した自然豊かな町である。

1 現状と課題

- ・耕地面積は減少するとともに、荒廃農地も増加傾向にある。このため、担い手農業者の確保とともに農地集積を進めるなどして優良農地を確保していく必要がある。
- ・東部地区は水田が多く、「コシヒカリ」「ひとめぼれ」「きぬむすめ」といった良食味米の生産に加え、県オリジナル品種「星空舞」の栽培も進んでいる。今後、飼料用稲(WCS)や飼料用米(SGS含む)の生産や高収益作物の栽培面積の増加も必要である。
- ・水田転作作物として、白ねぎが定着しているが、さらに中山間地域の特産物としてアスパラガスを推進していく必要がある。
- ・果樹は、傾斜地において二十世紀等の梨を中心に栽培されていたが、生産者の高齢化等により栽培面積が減少している。産地維持に向けて、梨「新甘泉」や柿「輝太郎」やブドウ「シャインマスカット」等の栽培面積の増加も必要である。
- ・砂丘畑では、らっきょうは平成28年3月にGI(地理的表示)を取得し、販売額は10億円を目指しているが、近年減少傾向にあり、維持に向けた取組が必要である。
- ・イチゴの県育成品種「とっておき」の生産が新規農業参入法人を中心に増加しており、産地化に向けた取組が必要である。

(1)農地の状況

○耕地面積は年々減少しており、荒廃農地は、増加傾向にある。これは、荒廃農地の解消を図る施策により農地としての再生利用を進めているものの、高齢化等により作り手のいない農地の増加が進んでいるためと考える。また、中間管理事業の活用など担い手への農地集積は年々増加しているものの鈍化してきており、さらに加速化させることが必要である。

耕地面積	7,766ha (R1年)	⇒	7,512ha (R5年)	△254
荒廃農地面積	216ha (R1年)	⇒	258ha (R5年)	42ha 増

(2)担い手・新規就農者の状況

○2020年農林業センサスでは、農業就業人口の調査項目が削減された。代わって農業従事者(自営農業に従事した世帯員数)(個人経営体)が調査項目となった。

農業就業人口	6,534人 (H27年)	⇒	農業従事者数	8,853人 (R2年)
平均年齢(県)	68.7歳 (H27年)	⇒	世帯員の平均年齢(農業従事者)(県)	63歳 (R2年)

○認定農業者は平成20年をピークに減少し、近年横ばい傾向である。

認定農業者数	171 (H20年)	⇒132 (R1年)	⇒141 (R5年)
--------	------------	------------	------------

○地域農業を担う集落営農組織は、近年横ばいとなっていたが、令和5年に減少した。集落営農組織の減少は、構成員の高齢化等による担い手不足が要因と考える。

集落営農組織数	86 (R1年)	⇒	74 (R5年)
うち法人数	23 (R1年)	⇒	23 (R5年)

○新規就農者は、平成21年度以降、増加したものの近年10～15名程度で横ばいとなっている。研修制度、雇用就農資金や国・県・市の給付金事業など、各種支援策の充実と、これら業務に携わる各機関の尽力によるところが大きい。令和5年は独立就農が2名なので産地として地域一体となった受入体制の整備が喫緊の課題である。

新規就農者数	16人 (R1年)	⇒	16人 (R5年)
うち法人等への就職 14人			

(3)農業生産の状況

○水稲作付面積は、98ha減少し、3,335ha (R4 3,433ha) となっている。

新品種「星空舞」の令和5年作付けは、609ha (R4 547ha) と面積拡大が進んでいる。

・令和5年：コシヒカリ 991ha (R4 1,042ha) ひとめぼれ 738ha (R4 794ha)
きぬむすめ 620ha (R4 704ha)

○非主食用米は、飼料用米 187ha (R4 178ha)、飼料用稲 (WCS) 178ha (R4 172ha)

○東部地区を代表する特産物のらっきょうは、生産者数は減少しているものの、栽培面積は110ha以上を確保している。平成28年にはGI (地理的表示) を取得するなどブランド化に努め、販売額は概ね10億円を維持してきたが近年は減少している。

なお、栽培の歴史は古く、令和6年には本格的な生産開始から110年を迎える。

生産者数	65戸 (R1)	⇒	60戸 (R5)
栽培面積	114ha (R1)	⇒	112ha (R5)
出荷量	1,630t (R1)	⇒	1,527t (R5)
販売額	965百万円 (R1)	⇒	810百万円 (R5)

○水田転作作物として導入された白ねぎは、平成25年度からJAが「がんばる地域プラン事業」を活用して振興を図り、農家数、栽培面積ともに増加していたが、近年は新規生産者や企業参入、機械化等による規模拡大が図られる一方で高齢化による生産中止が相次ぎ、栽培面積、販売額は減少している。

生産者数	166戸 (R1)	⇒	134戸 (R5)
栽培面積	33.5ha (R1)	⇒	30.7ha (R5)
出荷量	420t (R1)	⇒	239t (R5)
販売額	137百万円 (R1)	⇒	116百万円 (R5)

○アスパラガスは、米価下落に伴う水田転作作物としてJAと行政が一体となって平成27年度から推進を開始し、平成28年度から国の産地パワーアップ事業に取り組み、低コストハウス (令和元年度から雨よけ栽培) の導入による品質及び収量の安定化を図っている。

○梨については、高齢化等により生産者数、栽培面積、出荷量、販売額いずれも減少傾向。そのような中、県育成品種「新甘泉」を中心にジョイント栽培などによる新品種の導入が進んでいる。

生産者数	163戸 (R1)	⇒	123戸 (R5)
栽培面積	62.1ha (R1)	⇒	50.2ha (R5)
出荷量	1,021t (R1)	⇒	695t (R5)
販売額	415百万円 (R1)	⇒	385百万円 (R5)

○畜産については、酪農では、生産戸数が減少しているものの、大規模農場の飼育頭数が維持されている。また、肉用牛は、円安による飼料等のコスト上昇や県内子牛相場の下落の影響により、飼養頭数が減少している。

(4)鳥獣害の状況(R5)

- ・被害額：イノシシ 10,414 千円、シカ 1,840 千円、その他 32 千円 計 12,286 千円
- ・捕獲頭数：イノシシ 2,886 頭、シカ 4,569 頭、ヌートリア 345 匹、アライグマ 19 頭、カラス 427 羽等

(5)農地等保全活動(日本型直接支払制度)の状況(R5)

○多面的機能支払交付金(農地維持支払)

活動組織数 147 (前年より 1 減)、保全活動面積 3,519ha (前年より 20ha 減)。農振農用地面積に占める割合は 58.0 %。

○中山間地域等直接支払交付金活動

活動組織数 126 (前年より 2 増)、保全活動面積 1,062ha (前年より 22ha 増)。

2 今後の方向

【県農業生産1千億円達成プランの推進】

○県は、平成30年3月に「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」を策定したが、新型コロナウイルス感染症による農産物需要の減少等、農業における社会的影響を考慮し、令和3年12月に改訂(見直し)した。令和5年5月に「食パラダイス農業生産1千億推進会議」を設置し、「鳥取県農業生産額1千億円達成プラン」と「産地プロジェクト」に係る推進施策や実施状況・成果、数値目標の達成状況について点検、見直しを行いながら、目標を達成するため県下一円で行って取り組んでいく。

(プランの基本方針)

- ・10年後を支える多様な担い手が活躍できる環境を整えます。
- ・産地力をアップし、農業所得を高めます。
- ・「食のみやこ鳥取県」の魅力を国内外に発信します。
- ・地域の農業を元気にし、農とともに生きる鳥取県を実現します。

【産地プロジェクトの取組み】

○東部農林事務所では、次の3つの課題について推進チームを設置し、JA等関係機関と連携して取組みを強化する。

- ①らっきょう(販売額10億円と面積維持109ha)
- ②アスパラガス(販売額1億円)
- ③果樹振興(梨、青谷町五本松地区)(継承面積200aと累計入植者数5名)

(1)新規就農者、担い手の育成

○新規就農者に対する支援施策の充実により、次世代を担う農業者は徐々に増えていることから、今後とも新規就農者への支援を強化する。

○東部は水田地域であり、水田農業を維持していくためにも、関係機関と連携した地域計画の策定と農地中間管理事業などの活用により、担い手への農地利用集積を促進するとともに、大規模経営体や集落営農組織（法人）の育成を図る。

(2)水田農業の複合経営推進

○収量・品質が期待できる「きぬむすめ」及び県育成の新品種「星空舞」の作付けをさらに推進する。

○水田農業の複合経営を推進し、所得の安定化を図るため、次の2品目を重点的に推進する。

[白ねぎ]

・らっきょうに次ぐ特産物として、平成25～30年度にJA鳥取いなばが「いなば白ねぎ倍増プラン」を作成し、関係機関が一体となって推進することで、品質が良く安定的に収入が期待できる白ねぎの振興を図る。

[アスパラガス]

・白ねぎに加え、中山間地域の特産物として市場からのニーズも高いアスパラガスについて、普及所、JAなどが中心となって雨よけ栽培等の推進や安定多収を目指した重点的な技術指導をし、市町も含めたプロジェクトとして生産拡大を図る。

(3)園芸品目の新たな取り組み

○らっきょうについては、新たな生産者を確保するための体制を整備し、産地維持を図る。

○梨については、特に「新甘泉」の市場評価が高く、高値で販売されている。このような県オリジナル品種を中心として、作業の省力化となるジョイント栽培の導入を推進しながら生産拡大を図る。

また、優良果樹園を次の世代に残していくための取組を行う。

○柿の新品種である「輝太郎」も、早生で販売単価が高いことから、生産拡大を図る。

○ぶどうについては、地元からの強い要望で令和2年度に1.0haの新植団地として国・県事業を活用し雨よけハウス等の施設整備を行った。JA、市、県が一体となってさらなる産地振興を図る。

○県育成品種のイチゴ「とっておき」は、平成30年10月に品種登録されて以来、鳥取市の新規就農者や新たな農業参入法人を中心に、県事業等を活用しながらハウスや高設ベンチ等を整備し、生産拡大している。今後も、県事業を活用し生産基盤強化に必要な機械・施設の整備等を支援していくとともに、現地研修会の開催等により、栽培技術の定着・向上と生産者同士の交流を図る。

(4)畜産の振興

○和牛繁殖雌牛の増頭により繁殖基盤を強化し、白鵬85の3等県有高能力種雄牛を交配することで高品質牛肉の増産を図る。

○酪農では、水田を活用した自給飼料の確保に努めつつ大規模酪農場を核として、安定した生乳生産による収益性の高い畜産経営に取り組む。

(5)農地・水路等保全活動、鳥獣被害対策の推進

○農業農村を維持していくために、地域で農地・施設等の維持保全や鳥獣被害対策のための活動を今後も推進する。特に中山間地域での活動を増加させる。

○用水を供給するため池、頭首工、幹線水路など主要な水利施設の老朽化に対して補修、更新などを推進する。農地の排水改良を進め、多様な農業への取り組みや担い手の農地・水管理の省力化を進める。

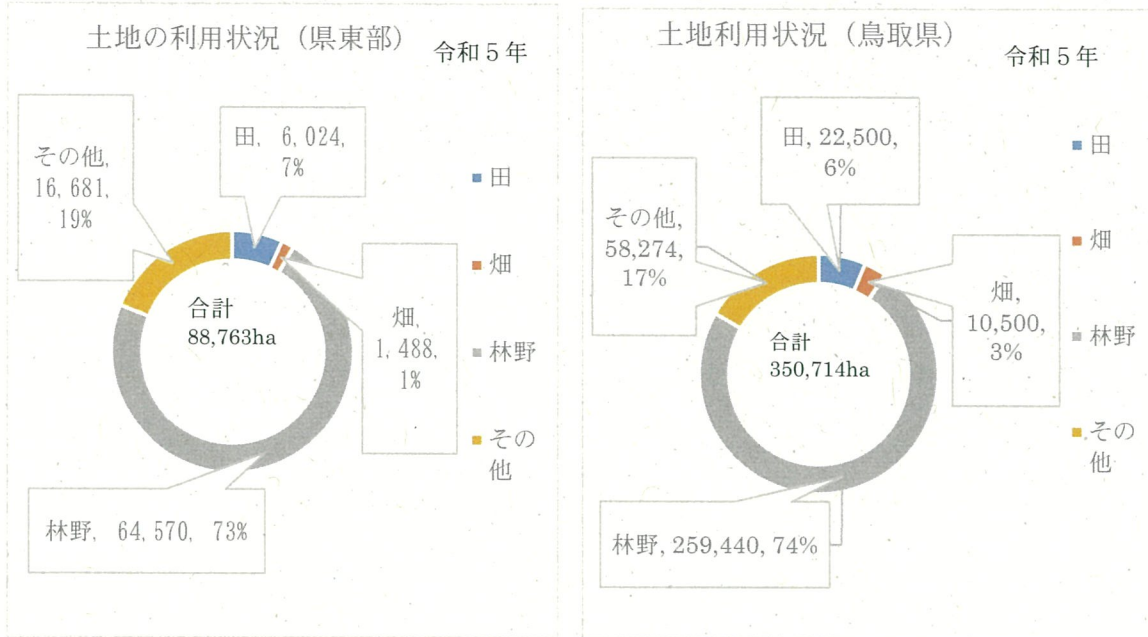
(6)ため池防災体制の整備

近年頻発している豪雨災害に備え、防災重点農業用ため池を中心にため池管理者との連絡体制及びハザードマップを整備するとともに、ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。

Ⅱ 農地

1 土地利用の状況

東部地区の田、畑率は8.5%と、県全体の9.4%とほぼ同等である。また、林野率は73%と、県全体の74%とほぼ同等である。

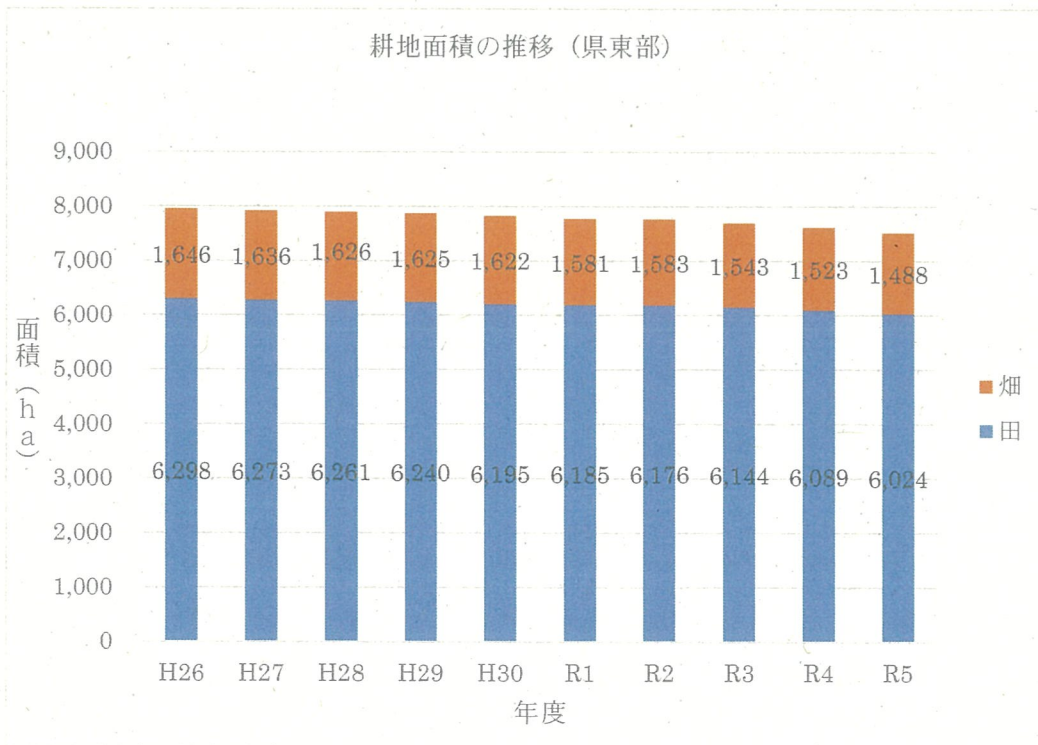


田・畑…令和5年農林水産省統計部「耕地面積調査」

林野・その他・計…令和5年度（令和4年版データ）鳥取県林業統計

2 耕地面積

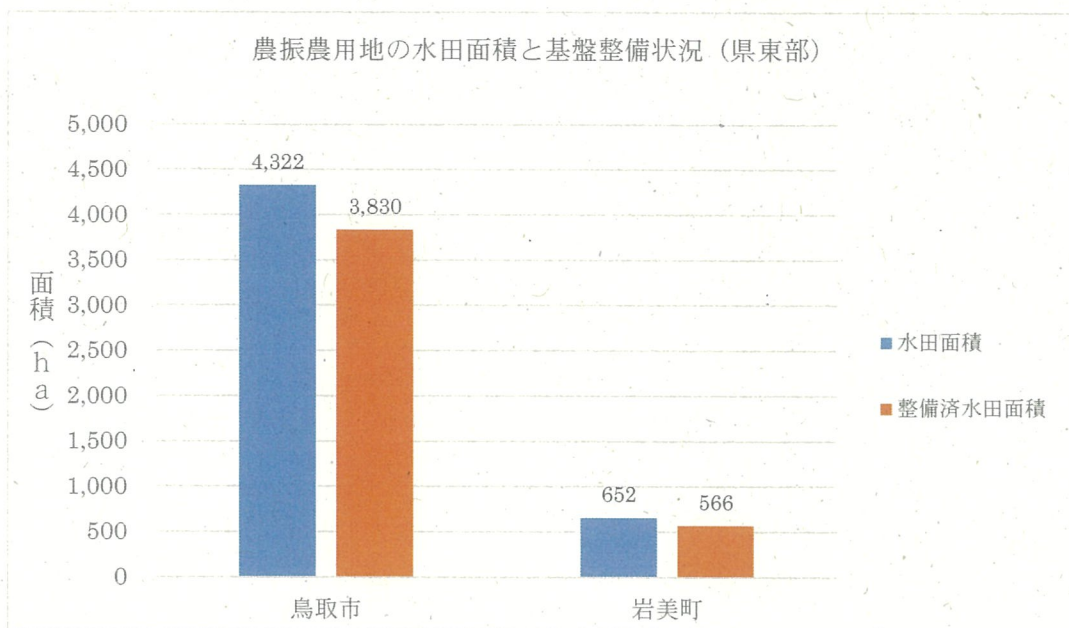
県東部の耕地面積（水田+畑 畦畔含む）は、7,512ha で県全体の22.76%を占める。



令和5年農林水産省統計部「耕地面積調査」

3 農業基盤の整備状況

県東部の水田整備率は、鳥取市 88.6%、岩美町 86.8%である（鳥取県平均 87.3%）。

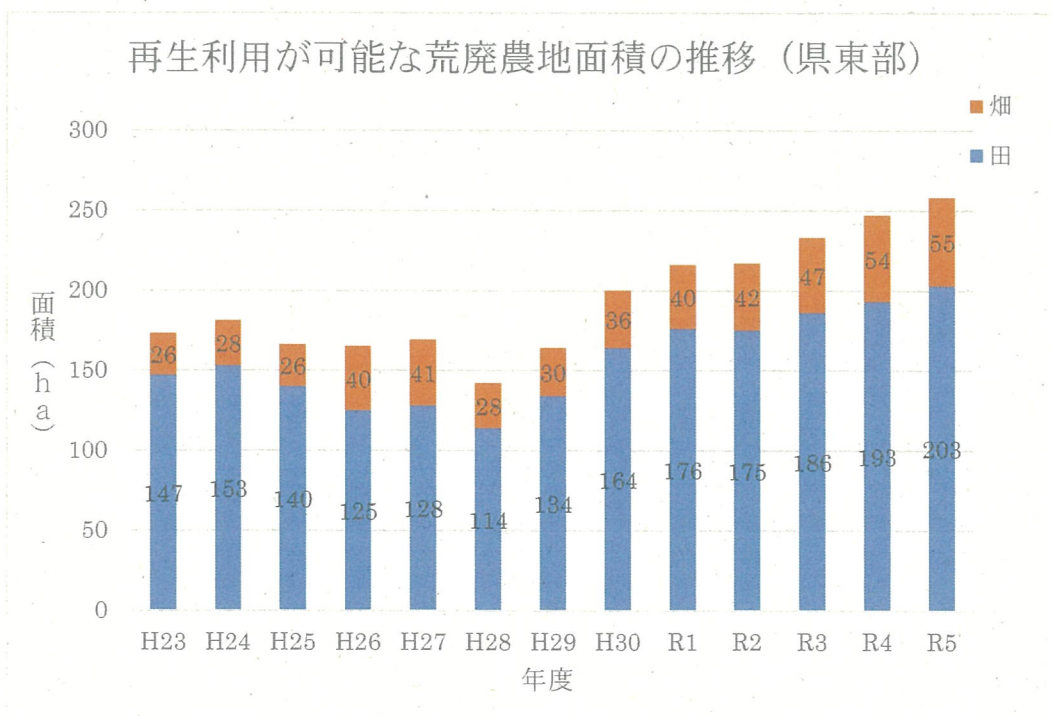


令和5年度までの整備済面積（見込）

鳥取県農地・水保全課R5調べ

4 荒廃農地の状況

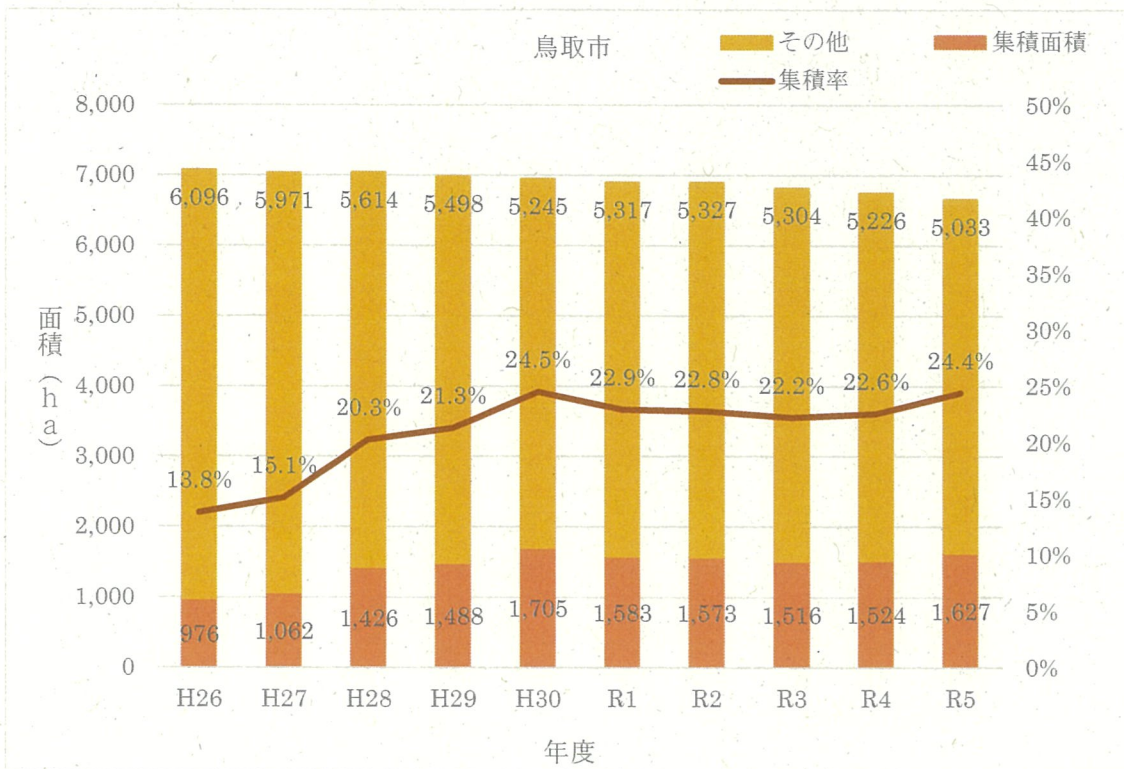
荒廃農地面積は増加傾向にあり、令和5年度時点で258ha（内訳 水田：203ha（78.7%）、畑：55ha（21.3%））となっている。



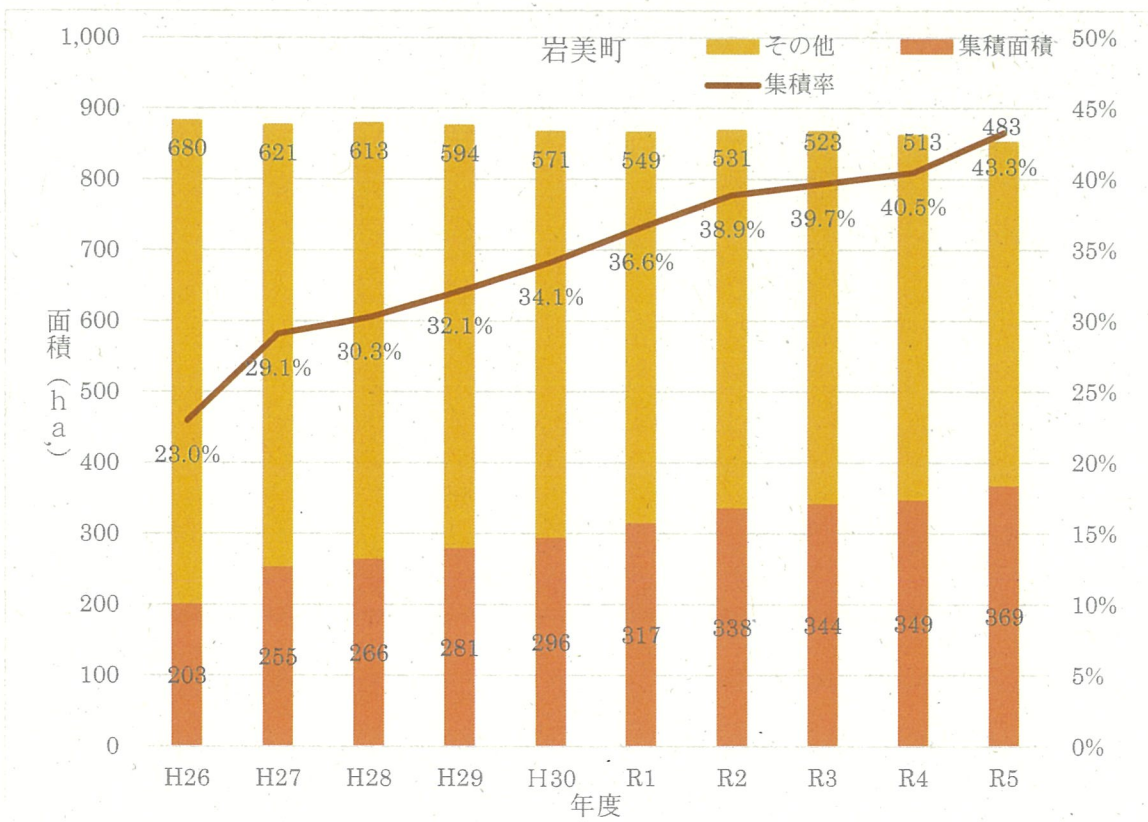
遊休農地に関する措置の状況に関する調査（農林水産省）

5 担い手への集積農地面積の動向

令和5年度の集積率は、鳥取市は24.4%、岩美町は43.3%と近年上昇している。



資料：担い手の農地利用集積状況調査 (H26～R5)

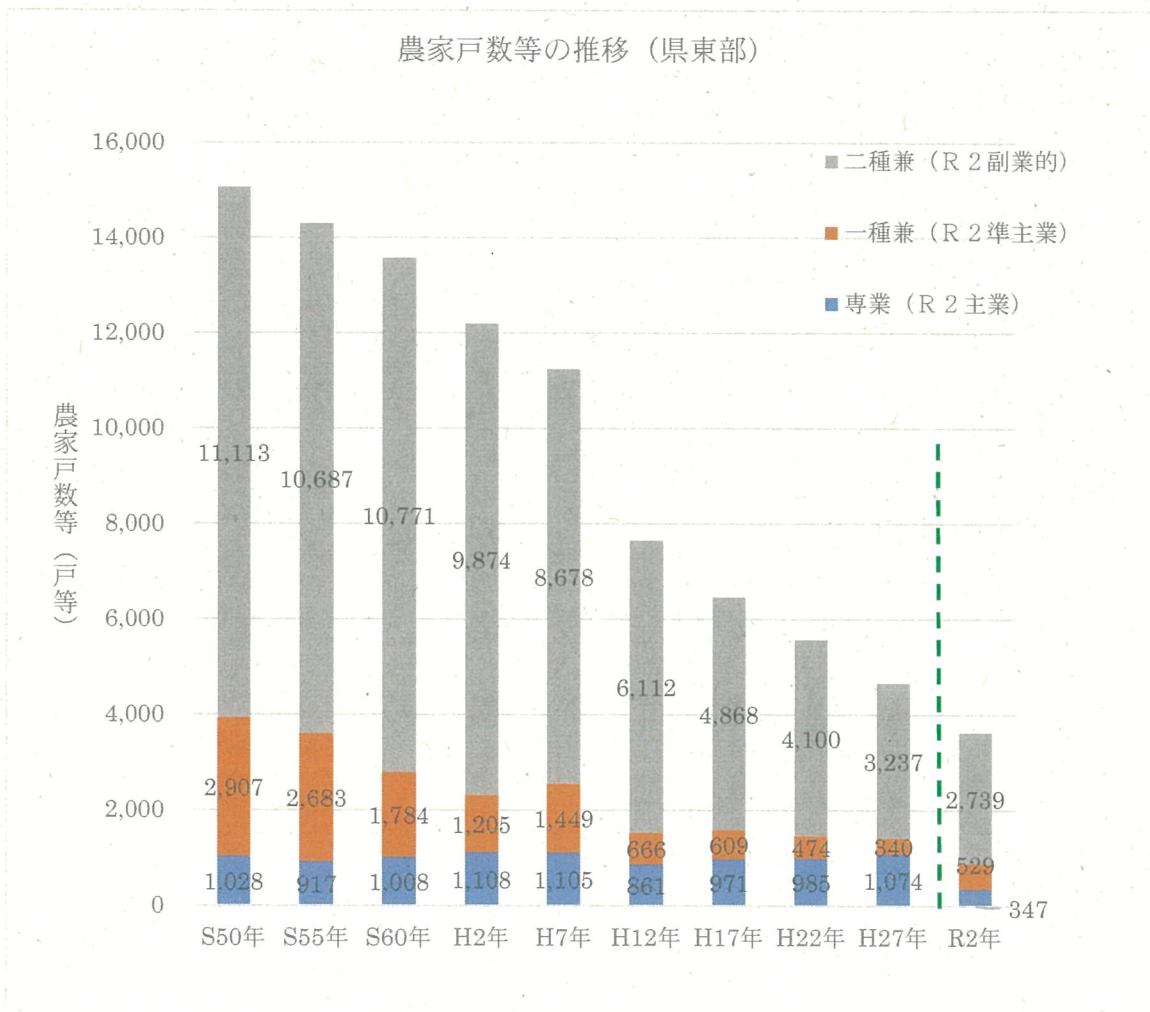


資料：担い手の農地利用集積状況調査 (H26～R5)

Ⅲ 農家・農業者の状況

1 農家戸数

鳥取県東部の農家戸数は年々減少している。なお、令和2年(2020年)の農林業センサスから専業、兼業の調査項目が削除され、個人経営体について主業経営体、準主業経営体、副業的経営体に分類する調査項目になった。



世界農林業センサス(農業センサス)、鳥取農林水産統計年報、2020年農林業センサス

(注1) 専業農家：世帯員のうちに、自営農業以外の兼業従事者が一人もいない農家をいう。

第1種兼業農家：農業と兼業とを比べて、農業所得を主としている兼業農家をいう。

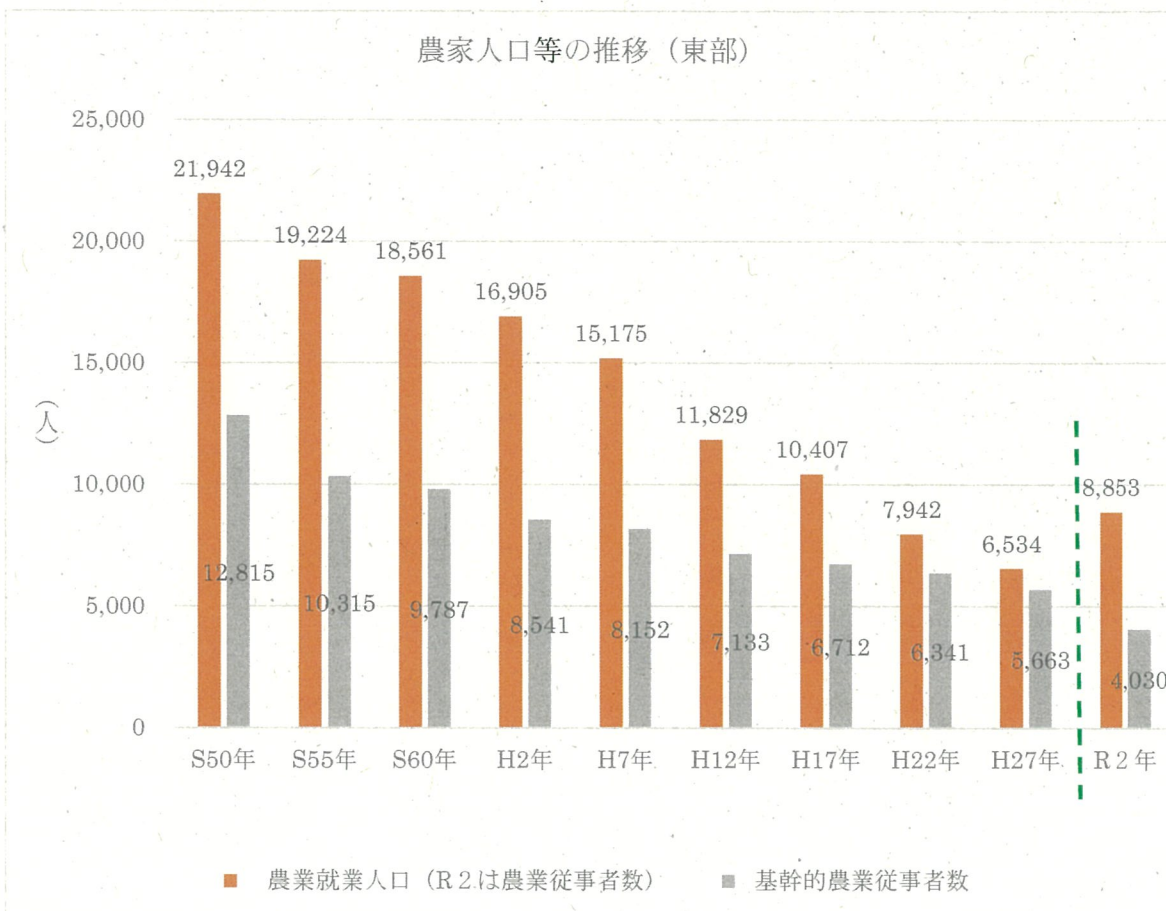
第2種兼業農家：農業と兼業とを比べて、農業所得を従としている兼業農家をいう。

(注2) 用語の説明(2020年農林業センサスより)

- 『主業経営体』：農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
- 『準主業経営体』：農業所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
- 『副業的経営体』：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体及び準主業経営体以外の個人経営体をいう。

2 農業者数等

2020年農林業センサスでは、農業就業人口の調査項目が削減された。代わって農業従事者（自営農業に従事した世帯員数）（個人経営体）が調査項目となった。また、2020年農林業センサスでは、「基幹的農業従事者数（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数）（個人経営体）」を基幹的農業従事者数の調査項目としている。

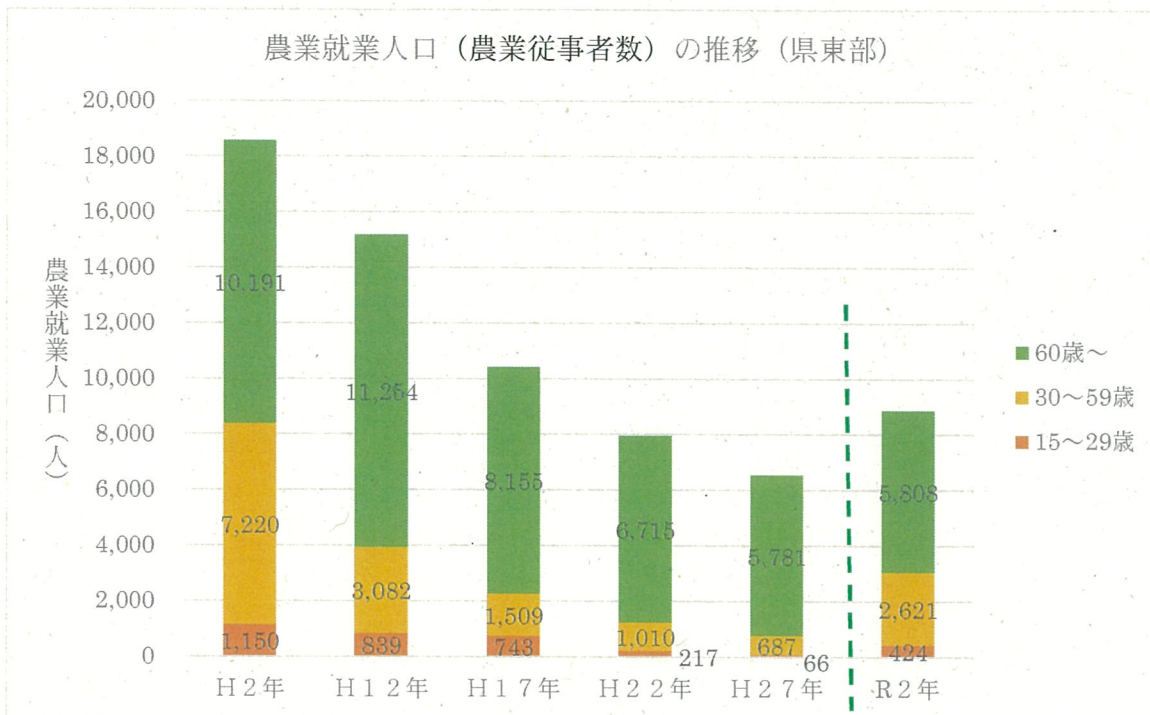


世界農林業センサス（農業センサス）、鳥取農林水産統計年報、2020年農林業センサス

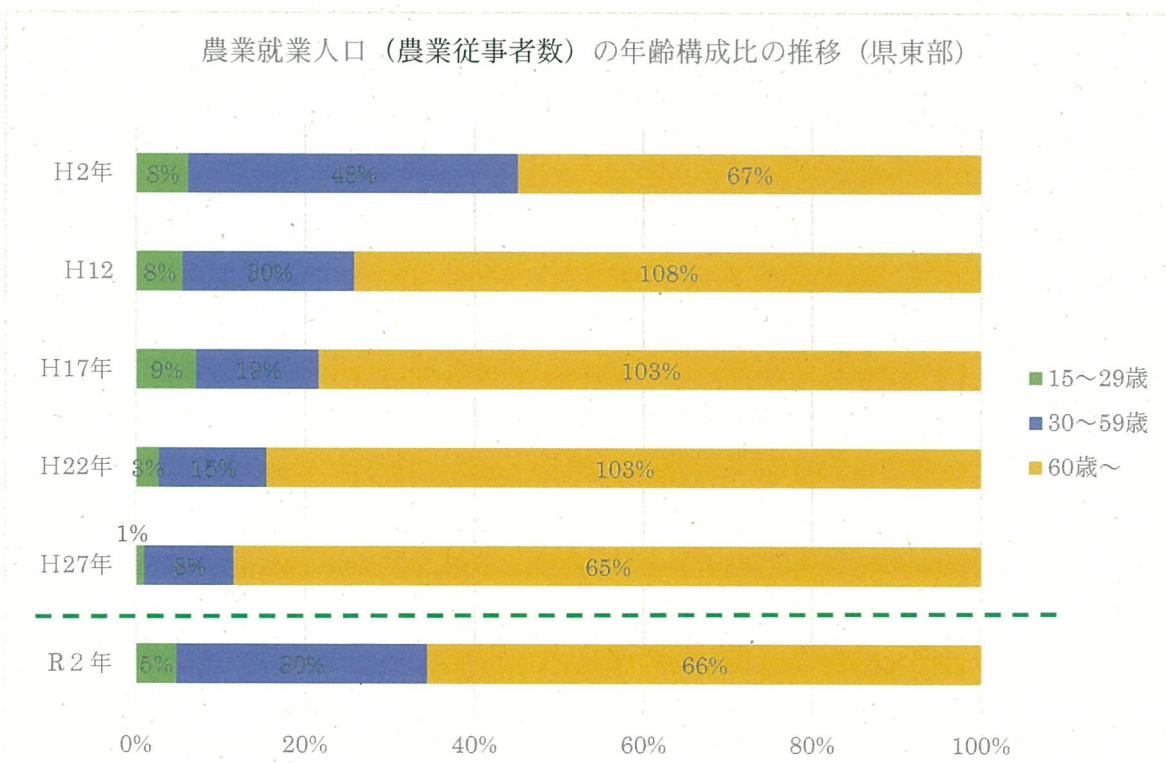
- (注1) 農業就業人口：「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう（15才以上）。
- (注2) 農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
- (注3) 基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事した者をいう。R2は、「（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数）（個人経営体）」をいう。

3 農業者年齢

2020年農林業センサスでは、農業就業人口の調査項目が削減された。代わって農業従事者（（自営農業に従事した世帯員数）（個人経営体））が調査項目となった。



世界農林業センサス(農業センサス)、鳥取農林水産統計年報、2020年農林業センサス

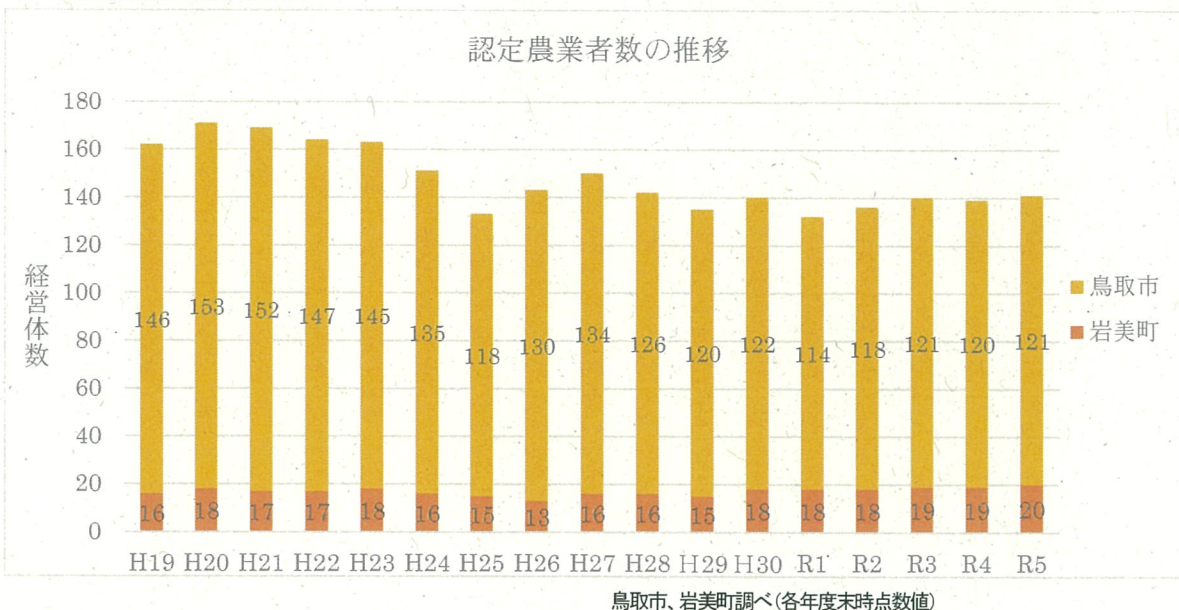


世界農林業センサス(農業センサス)、鳥取農林水産統計年報、2020年農林業センサス

4 認定農業者数

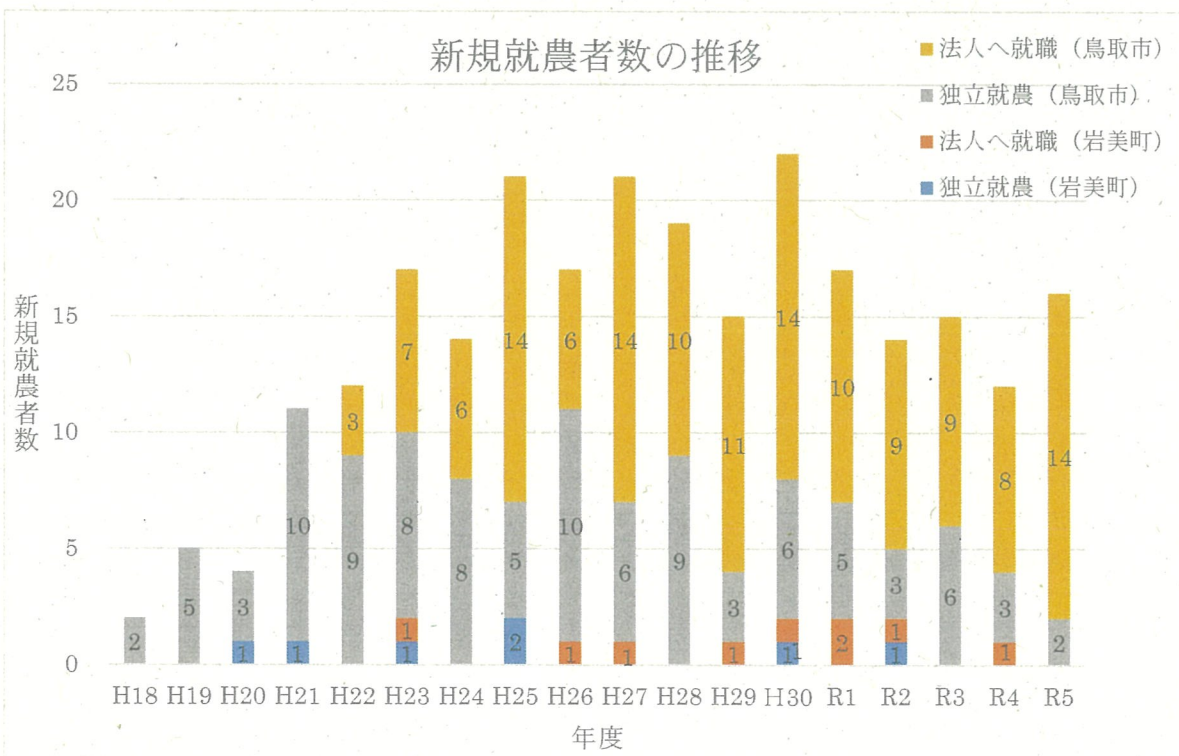
県東部の認定農業者数は平成20年度の171経営体をピークに減少し、平成28年以降は、ほぼ横ばいで令和5年度は141経営体だった。

法人の認定農業者数は増加傾向が続いており、平成17年度の18経営体から令和5年度の70経営体へと52経営体増加した。



5 新規就農者数

令和5年の新規就農者数は16名（鳥取市16名、岩美町0名）となっている。そのうち、法人等への就職者は14名、独立自営就農者は2名となっている。



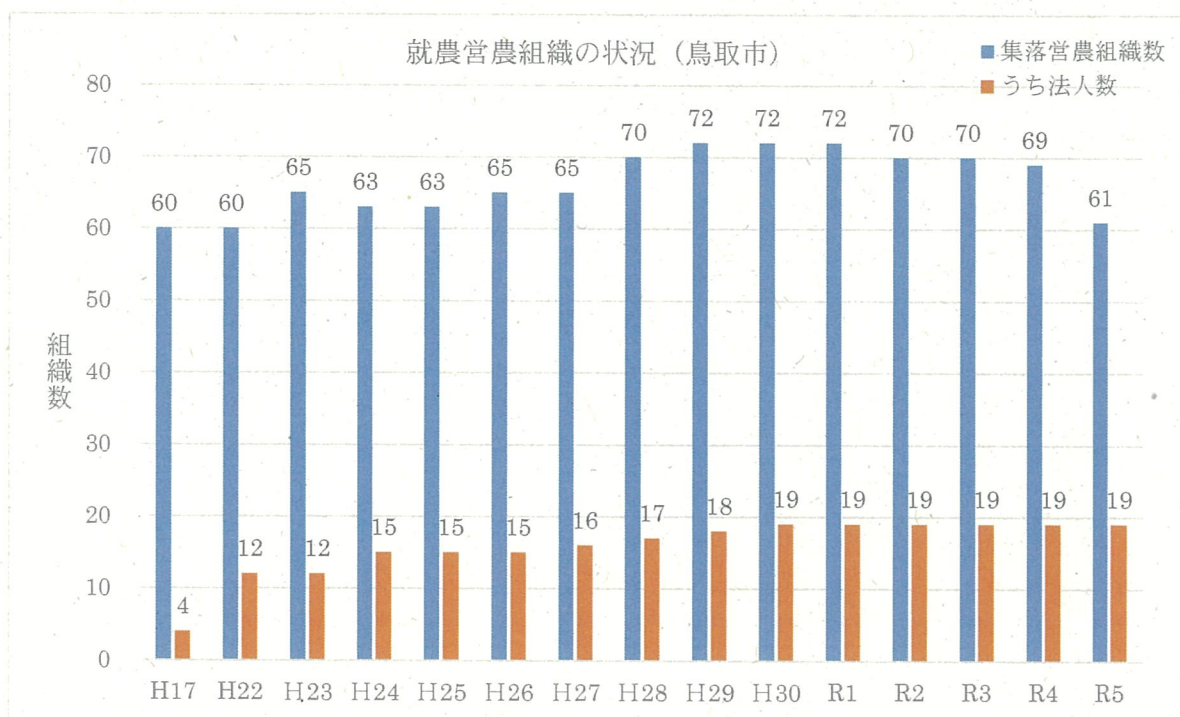
* 鳥取県経営支援課調べ(暦年集計)

* 法人への就職者数は平成21年度以前の調査データなし

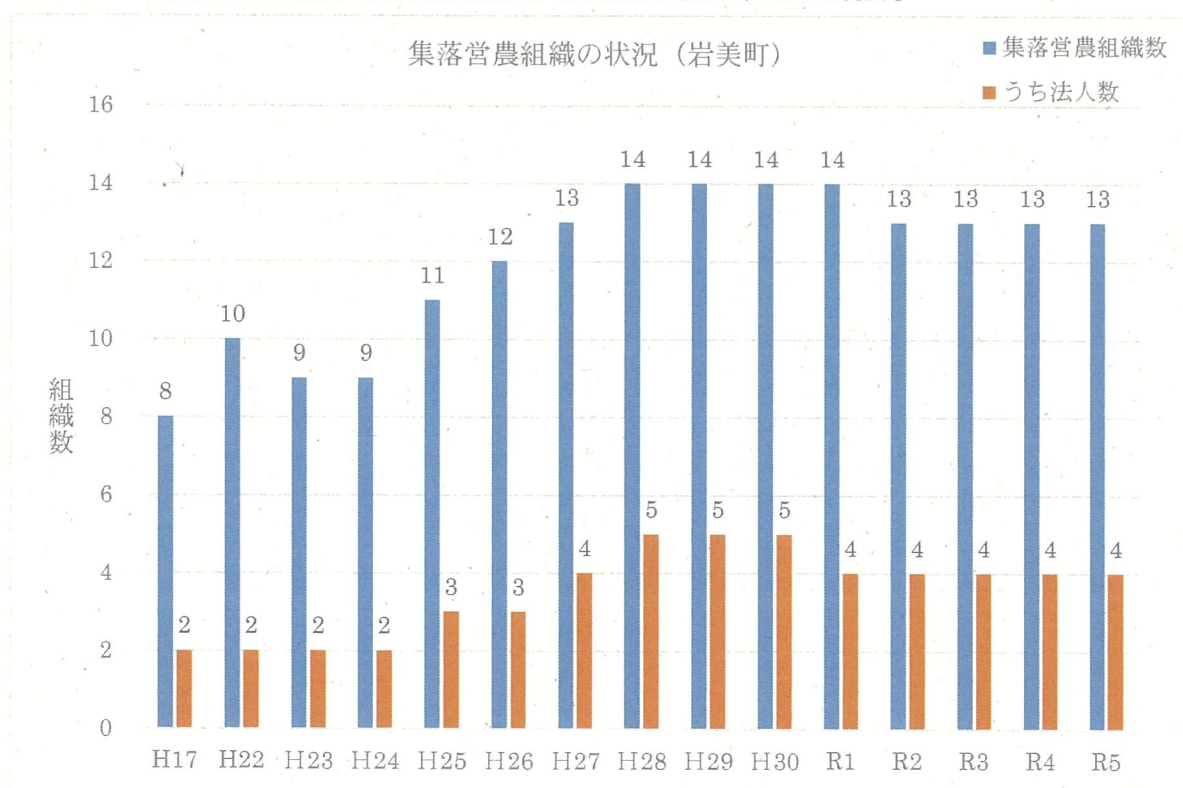
6 集落営農組織数

県東部の集落営農組織数は近年横ばい傾向にある。

令和5年集落営農組織数は74（うち、鳥取市61、岩美町13）で、法人数は23（うち、鳥取市19、岩美町4）となっている。



【出典：農林水産省「集落営農実態調査」（調査期日：令和5年2月1日現在）】



【出典：農林水産省「集落営農実態調査」（調査期日：令和5年2月1日現在）】